1 はじめに

一般社団法人全国牛乳流通改善協会では「牛乳販売店等における牛乳乳製品等の宅配に関するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」を作成しました。

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」とは、一般衛生管理を基本に、現在行っている衛生管理の注意点を衛生管理計画として明確にし、実施し、記録する、この一連の作業のことです。

これまでとは全く異なることをすることではありません。計画書を作成し、毎日記録することにより、衛生管理を行っていることを「見える化」することです。

これにより、今まで以上に衛生管理に取組むことができ、お客様にも自信をもって対応ができるようになります。

現在行っている業務をご確認いただき、本手引書をご活用ください。



牛乳販売店の業務と衛生管理

牛乳販売店の主な業務は「牛乳類の宅配」です。

メーカーから仕入れた牛乳乳製品等を、一旦、冷蔵庫に保管し、宅配契約をしている お客様に、低温状態(10℃以下)を保ちながら届けるという業務です。

商品は容器包装済みであり、牛乳販売店内では商品に手を加えることなくお客様に届けています。

しかし、適切でない衛生管理や温度管理を行ってしまうと、品質の劣った商品をお客様に届けてしまうことになります。このような事態を防ぐため牛乳販売店には、10℃以下での商品保存・物流が義務付けられ、「乳類販売業」として営業許可の取得が必要とされています。

これらのことから、本手引書は一般的な衛生管理と牛乳販売店で重要となる宅配業務における温度管理を重点的に管理した手引書とします。

なお、取組内容は適宜見直し、改善していくものとします。



本手引書の対象商品

本手引書で対象とする商品は要冷蔵10℃以下での取り扱いが必要な 常温流通可能商品を除く以下の商品です。



1. 牛乳類

牛乳、成分調整乳、加工乳



2. 飲料類

乳飲料、果汁飲料、乳酸菌飲料、 清涼飲料



3. はっ酵乳

ヨーグルト、飲むヨーグルト



4. チルドデザート類

プリン、ゼリー、ムース等、生クリーム



一般衛生管理

1 施設環境の衛生管理

施設を衛生的に保つために以下のことを行う。



1. 施設の衛生管理(事務所・駐車場)

- ・事務所内は常に整理整頓に努め、清掃は定期的に行う。
- ・事務所併設の駐車場の清掃も定期的に行う。



2. 冷蔵庫

- ・庫内は整理整頓に努め、商品は當味期限ごとに分けて保管する。
- ・庫内の清掃は定期的に行う。



3. 車両

- ・配達車両は常に清潔に保つ。
- ・配達車両の清掃は定期的に行う。

2 食品衛生責任者の設置と役割

牛乳販売店は乳類販売業許可を取得していることから、営業者は許可施設ごとに自ら食品衛生に関する責任者となるか、当該施設における従事者のうちから食品衛生責任者1名を定めて置かなければならない。

- 食品衛生責任者は、法令の改廃等に留意し、違反行為のないように努める。
- 食品衛生責任者は、食品衛生に係る講習会を定期的に受講する。

3 従事者の衛生教育

- 食品衛生責任者は、従事者に対して衛生管理の大切さを教育する。
- 食品衛生責任者は、従事者に対して衛生教育を必要に応じて実施する。



宅配業務の流れ

宅配業務の流れとそれぞれの段階で行われる主な業務は以下のとおり。



商品の

- 発注書との確認(品名、数量)
- 包装の汚れ、破損の確認
- 商品の保冷状態の確認





商品の 保管

- 冷蔵庫の温度の確認(10℃以下)
- 賞味期限の確認(先入れ先出し)





商品の 出荷

- 出荷リストの確認(配達コース毎)
- 出荷リストと商品との確認





配達車への ・配達車両内の温度確認 ・配達コースの確認

- シッパー内の温度確認 蓄冷剤等冷媒の確認





- お届け商品の確認
- ●空瓶の回収
- 蓄冷剤等冷媒の確認

1. 商品の受入れ

- 発注した商品が発注した数量どおりに納品されているか確認する。
- ② 要冷蔵品は納品された時、商品が冷えていることを納品車両の庫内温度計などで 確認する。
- ③ 納品された商品に漏れや汚れや破損がないか確認する。
- 4 問題があった時、取引事業者ごとに決められた方法に従って、返品などをする。



2. 商品の保管

- ① 冷蔵庫(10℃以下)の庫内温度を確認する。
- ② 事前に決めた頻度(例:始業時、終業時)に従って庫内温度を測定し、記録する。
- 3 温度に異常があった時は商品温度の確認と共に保冷対策を講じる。
- ❹ 賞味期限ごとに分けて保管しているか確認する。
- ⑤ 温度計の精度の確認は1年に1回程度行う。

温度計精度の検定(例)

イ)棒状温度計

普通使用している温度帯をはさむ 2点以上で校正を行う。氷水を0℃、 沸騰水を98℃と考えて誤差を算出 し、温度の精度を検定する。

注)温度計の球部は100℃近くであっても上 部は100℃ではないので、実際より低い 温度を示すため98℃を校正温度とする。



- ・よく混ぜて同じ位置で測る
- ・温度計が加熱容器に触れないようにする





- ・よく混ぜて同じ位置で測る
- ・温度計が氷に触れないようにする
- ・より正確に0℃を作るには、氷200gに 水100mlを入れてよくかき混ぜる

□) 放射温度計

放射温度計は、その測定原理から、 棒状温度計のような方法で校正を 行うことは困難である。

一例として次のような方法がある。



・中心温度計で冷蔵品の 表面を測定する



・放射温度計を5cm程度まで近づけて 同じ場所を測定し、誤差の許容範囲で あることを確認する









- 出荷リストは揃っているか確認する。
- 2 出荷リストどおりに商品が仕分けされているか確認する。
- 3 仕分けは商品温度が10℃を超えないように作業する。



4. 配達車への積み込み

- ① 冷蔵車の場合、庫内温度は10℃以下となっているか確認する。
- 2 配達コースと積込商品は合っているか確認する。
- ③ 冷蔵車以外で配達する場合、商品はクレート等に入れ、シート型蓄冷剤等適切な冷 媒を使用し可能な限りシッパーに入れて温度管理を行う。
- ④ シッパーを利用する場合は商品を取り出す際、冷気を逃がさないよう必要最低限の開閉に努める。
- ⑤ 蓄冷剤など冷媒が10℃以下を保 つ約2時間を超える場合は適宜温 度確認を行い、蓄冷剤が溶け切ら ないうちに配達を終了する。





5. お客様にお届け

- 保冷受け箱は汚れていないか確認する。汚れている場合、清掃又は交換する。
- ② 取り忘れ商品がある場合は、お客様毎に契約時など事前に確認された方法に従って対応する。
- ③ 空瓶と蓄冷剤等冷媒を回収し、注文通りの商品を蓄冷剤等冷媒と一緒に保冷受箱に入れる。
- ④ 回収した空瓶と蓄冷剤等冷媒はこれから配達する商品と一緒にしない。
- ⑤ 空瓶は、帰着後、事前に決めた専用スペースに整理保管する。
- 6 一日の業務は、営業日報に記録する。





